



2025年4月1日から

フリーランス・事業者間取引適正等法

相談窓口が移転します。

たとえば・・・

- フリーランスと契約をするときの義務項目を確認したい事業主の方。
- ご自身が働く環境にお悩みのあるフリーランスの方。



上記のような方の相談先は、千葉労働局本庁舎から**分室へ移転**しました！

千葉労働局雇用環境・均等室分室

場所：千葉県教育会館本館5階

〒260-0013

千葉市中央区中央 4-13-10

(郵便物の宛先は 〒260-8612

千葉市中央区中央 4-11-1

千葉第二地方合同庁舎 まで

お願いします)

電話：043-306-8558

開庁時間：平日9:00～17:15(土日祝日、年末年始を除く)

